

子どもの貧困撃退♡円卓会議

中間(暫定)報告会 2017/10/15

まとめ

宇都宮で子どもの貧困がなくなるには

	推計	推計		目標			
	必要人数	必要数	資金	数	“志金”	ボランティア	
無料学習支援教室	2,400人	96か所	2億467万円	25か所	5530万円	7,200人	2
子ども食堂 (ケア付子ども食堂)	12,455人 (4,800人)	415か所 (160か所)	— —	※上記と一体型で運営		9,600人	8
居場所/もうひとつの家	208人	14か所	2800万～ 2億1000万	5か所	1000万～ 5500万円	—	12
フードバンク	12,455人 (5190世帯)	623トン	5,506万円	623t 12か所	5,506万円	14,400人	18
母子家庭就労支援	調査中	調査中	調査中	調査中	調査中	調査中	
(夜間託児等)	”	”	”	”	”	”	
(制服リサイクルバンク)	”	”	”	”	”	”	
広報・総務			7200万円		3009万～ 4134万円		
合計			3億5973万～ 5億4173万円		8131万～ 2億670万円	31,200人	

目標 2億670万円

宇都宮市の人口 52万人

20670万円 ÷ 52万人 = **397.5円**

とちぎコミュニティ基金「子どもの貧困♡撃退円卓会議」

電話 028-622-0021 宇都宮市埴田 2-5-1

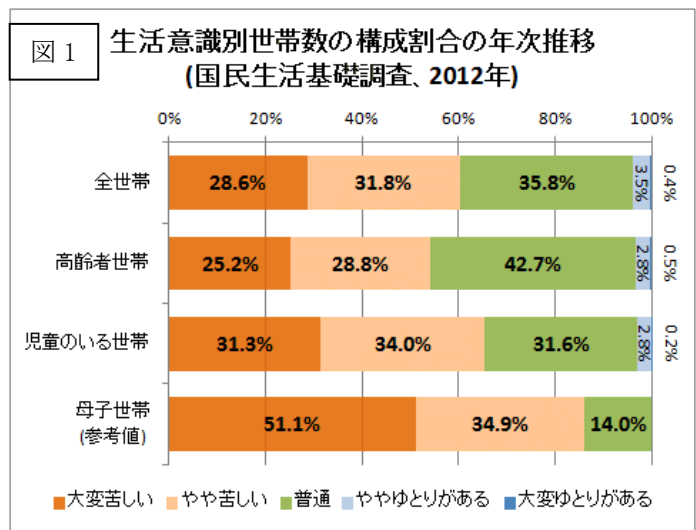
認定 NPO 法人とちぎボランティアネットワーク
「無料学習支援」調査・中間報告
―ケア付き子ども食堂の柱としての学習支援の提案―

中野謙作（一般社団法人栃木県若年者支援機構）

1、子どもの貧困の背景と無料学習支援の意義

最新の調査で子どもの貧困率は 13.9%で、日本の子どもの 7 人に 1 人が貧困状態にあると言われている。子どもの貧困率とは世帯収入が国民の平均年収の半分以下で生活する世帯の子どもの割合であるが、実際には「生活が苦しい」という世帯は、より多く存在している。図 1 は 2012 年の国民生活基本調査であるが、驚くことに児童のいる世帯では約 65%が、そして母子世帯では実に 86%が「大変苦しい」「やや苦しい」と答えている。中でも「大変苦しい」と答えた中に、小中学校における困窮世帯で就学援助を受給している世帯が多く含まれている。

就学援助は、学校教育法第 19 条で「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」と定められたもので、図 2 は、就学援助の対象である小中学校の要保護及び准要保護児童生徒数の推移である。就学援助世帯が人口減少にも関わらず増え続けており、子どもたちの中に貧困が蔓延していることがわかる。



① 学びの場の提供

経済的に困窮していれば学習塾や通信教育などに費用をかけられずに学力が低下する。学習支援や相談支援の延長で家庭訪問すると、困窮家庭は学習できる環境が乏しい・恵まれないことが多い。学習機があったり、兄弟と一緒にの部屋がある子どもも多少はいるが、家の中がとにかくうるさかったり、テレビが大きな音でついていたり、試験前に勉強に集中できる環境がない子がほとんどである。

だから学習支援があり勉強できる場に来れば真剣に学習する。休み時間も取らずに一心不乱に勉強するのは学ぶ場がないからである。

習慣的に学習支援に通えば自ずと力はついてくるので、学力・成績の向上は、その副次的効果で



ある。無料学習支援は、何より「学び」という子ども達にとって学習と言う目的を持って気軽に来れる居場所となることが求められてくる。

しかしもう一方で、中学3年生の87.1%が学習塾、家庭教師、通信教育と学校以外の学習に費用を払っている報告もある（「子ども生活実態基本調査報告書」Benesse 教育研究開発センター2005）。高校受験が近くなれば生活困窮にも関わらず、かなりの無理をして学習塾に行かせている。そういった家庭は、無料学習支援を利用し生活への教育費の圧迫を防げる。

ただしこの場合、子どもたちが求めるニーズも高くなる（＝学習塾と同じレベルを求める）と予想されるため、ある程度の学習支援も体制（受験指導が可能な学習支援員の配置）が求められることとなるだろう。

② 「子どもの学習に不熱心な家庭」への高校進学等の情報提供の拠点

数字は明らかにされていないが、毎年高校に進学しない生徒は1中学校に1～2人、数人いる学校もあるという。国が生活困窮自立支援制度の中の学習支援事業の目標の一つに掲げているのが高校進学率の向上である。栃木県は残念ながらこの事業が始まるまで高校進学率は全国的にも低かった。しかし、学習支援事業に携わると、経済的な理由だけで高校に進学しないわけではないことがわかってきた。（そもそも現在では県立高校の授業料は無償である）

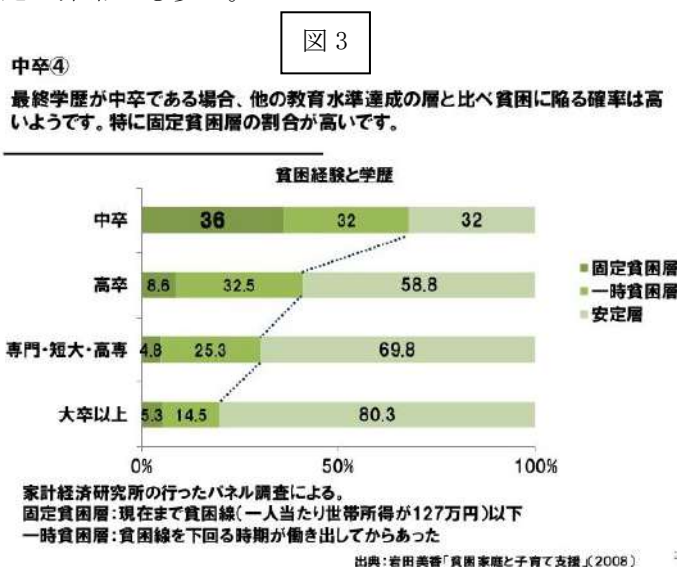
まず、困窮世帯の保護者には「高校になんかに行かなくても良い」と子どもに明言する者がいる。自身が中卒である保護者の場合に、高校より働くことを勧めるケースが多い。内情的には「働ける」ので家計を助ける側面もあるだろうが、むしろ情報不足が非常に多い。

学習塾や通信教育を利用しない、また、自宅で学習できる環境がなければ、学力が下がることは避けられない。学習環境が整えられないにも関わらず、子どもの学力が低いことを理由に、高校進学を諦めさせることもある。図3からもわかるように中卒と貧困の関係は無関係とは言えない。

また、こうした親は高校という全日制高校しか思い浮かばず、他に定時制・単位制・通信制・通信サポート校など、多岐に渡る進学の道があることを知らない。特に定時制高校は今でも「不良が通っているから子どもに通わせられない」と思っている。しかし、現在の定時制高校は多ければ約7割が不登校経験者で、昔の定時制高校とは雰囲気も一変している。逆に、働いて学校に通いたければ定時制高校はうってつけの進学先ともいえる。通信制も多様な年齢の人もいて、に比べて10代後半の若者がかなり多くなっている。

本来は学校・先生との懇談でこういった情報は伝わると思われるが、高校に進学しない子どもの保護者には学校との連絡を取らないことも少なくない。進学への多様な選択肢を保護者に伝えることで高校進学の手をつくることも無料学習支援の重要な役割と言える。

③ 「学びの場」という信頼関係から見えてくるSOSに対応できる



学習支援では「教える」「教えられる」といった関係性がベースとなるため、比較的信頼関係を築きやすい。そのため、子どもが抱えている様々な困難を見つけやすい。学校でのトラブルや家庭内でのトラブル、友人間のトラブルなど子どもが抱える困難は多岐にわたり、またそれらが複雑に絡み合って大きくなってしまいうことも多い。時にはネグレクトなど虐待に近い相談を受けることもある。

また、家庭や学校では気づいていないが深刻に悩んでいるケースにも遭遇する。その時には関係機関と連携して子どものSOSに対応する必要があるため、ボランティアで携る人にも一定の研修が必要になってくる。さらに、発達障害やその境界線であったり、不登校のケースに出会う事も多い。こうした知識と対応を知ってもらうことも重要になる。学習支援での関係性だからこそ、子どもが抱える困難を見つけやすくなる。つまり、学習支援は一人ひとりの「見えない部分にある悩みの相談の入口」になると言える。

2、自治体を取り組む学習支援教室と無料学習支援

2013年、国は生活困窮者自立支援法を成立させ、翌年から各地でモデル事業が始まった。本県でも宇都宮市、栃木県がモデル事業を実施した。今まで自治体によっては生活保護受給者に向けた就労支援や学習支援を行っていたところもあったが、生活保護に至る手前の生活困窮者の支援にまで範囲を広げることになった。その事業の中に学習支援事業がある。(図4参照)

長期目標は貧困の連鎖の防止だが短期目標は高校進学率の向上だ。モデル事業では宇都宮市、栃木県とも本会(栃木県若年者支援機構)が受託し、現在も実施しているが、課題としては、それぞれの自治体の全域をカバーしていないことだ。

学習支援では、ほぼ就学援助世帯を対象としているところが多い。宇都宮市では就学援助世帯の中学生だけでも約1200人いるとされている。宇都宮市の学習支援は3か所で実施されていてそれぞれ定員も30人強と全国平均を上回っているし、他県では取り組んでいない通信添削も実施している。しかし、それでも総数130人弱を見るのが限界だ。つまり、本来対象となる就学援助世帯の1割しか対応できていないことになる。肝心なのは、来ていない9割の子どもたちで、中には教室までが遠すぎる手通えない、部活動が忙しくて参加できない子もいる。とすると、地域の中で自転車で行ける所に学習支援の場が必要である。

まずは中学校区に無料学習支援の場ができることが直近の目標となる。市内の困窮している家庭の子どもが誰もが行ける「学びの場」が無料学習支援となる。

◎地域のボランティアが学習支援に取り組む意義

また、自治体を取り組む学習支援教室でも予算措置のある学習支援員と、ボランティアが混在しているが、最終的に求められるのはマンツーマンによる学習支援だろう。今まで学習する機会に恵まれない子どもたちは突出して学力が高い子は少ない。どちらかという、基礎学力が定着していない子どもが目立つことも事実だ。

図4



また、前述の発達障害の境界線や不登校の子どもたちへの学習支援であることから「マンツーマン」が望ましく、その意味で無料学習支援では、学習支援ボランティアの存在は不可欠となる。

特に、学習支援経験のある人や、教員免許あるが学習に携わっていない人、大学生も含めれば、学習支援ボランティアの予備軍は地域に潜在している。ボランティアを通じて困窮世帯に対する理解が深まり、子どもたちのその後の人生のSOSへの対応も地域の人たちが担っていくことにもなる。長期的に見ても非常に重要な役割がある。

3、事例から見る 学習支援と、子ども食堂との連携の重要性

本会の事例から学習支援と子ども食堂の連携の重要性を明らかにし「ケア付き子ども食堂」の機能、と必要性を明らかにしたい。

【事例1】 中学3年生女子A 実父と2人暮らし

Aは今年の3月まで兄弟3人、実母と暮らしていた。兄弟はすべて父親が異なり、現在は新たな父が同居していた。この父との関係性が悪くなったことで関係機関が連携し、結果的に実父の元で暮らすようになった。しかし、実父が仕事柄、夜遅くに帰ってくるので孤立することが多く、寂しさから友人に会いに行ったりゲームセンターに遊びに行ったりしていた。やがて学校の友人との衝突を契機に、学校にもいかなくなった。以前より無料学習支援教室には通っていたが、今年3月くらいから徐々に来る回数が少なくなっていったので、こちらからも自宅に連絡を入れるようにしたら、高校進学希望もなくなっていたため、学習支援の必要性がなくなっていた。

そこで、子ども食堂での食事の話をするとうれしくて来てくれた。友人も連れてきてそれから毎週、子ども食堂に来るようになった。多少の好き嫌いはあるものの、見知らぬ人とも会話しながら食事する姿は今までにないほど喜んでいて、子ども食堂でお腹いっぱい食べたら学習支援で少しだけ勉強するようになった。日ごろから孤食だったことからみんなと一緒に食べることでAの心を溶かしていったに違いない。

【事例2】 中学2年生男子B 実母と兄弟4人暮らし

Bは5年前に外国籍の母、兄弟と日本に来た。共に来た父はそのまま蒸発したので日本語が片言しか話せない母と兄弟で暮らしていた。Bも学校には行けたり行けなかったりだったので学力をつけたいという意向で学びの教室に通っていた。子ども食堂にも誘ったがなかなか来れなかったが、徐々に関係性を作っていくと、母が料理を作れないのでほぼ毎日、コンビニかスーパーの弁当だったことがわかった。子ども食堂にも誘うようにした。しかし、距離があるのでなかなか来れない。そこで子ども食堂のスタッフとも協議し、子ども食堂の食事を届けることにした。毎週、弁当を届けている。Bはその後定時制高校に合格し通学している。

このように、学習支援だけでなく、子ども食堂と連携することで子どもたちのSOSを救うことができる。「食べる」と「学ぶ」を融合することで、子どもたちのより良い居場所となる。学習支援と子ども食堂の相乗的な機能強化が図れる。

4、無料学習支援が必要な子どもの推計、費用の推計

- ・宇都宮市の就学援助を受ける中学生：約1200人
- ・1学年：400人

上記から、

- ・小1～中3：3600人、高1～高3：1200人と推計
この中で学習支援を必要とする年代はおよそ中1～高3までであることから、
- ・**学習支援が必要な生徒：2400人** (400人×6学年)
- ・無料学習支援教室の定員25人：**96か所** (2400÷25)
となる。

96か所は、宇都宮市内の小学校(68校)と中学校(25校)の合計とほぼ同じ数である。長期的な目標としては市内に96か所に設置することが必要である。

5、設置に必要な費用とボランティアの推計

※子ども食堂と無料学習支援が一体で運用するので記述は重複する。

- ・「ケア付き子ども食堂」の1か所の費用と同一 (1か所2,132,000円)
- ・**必要値96か所：2億467万2000円** (2,132,000円×96)
- ・**目標値25か所：5330万5000円** (2,132,000円×25)

◎必要なボランティア数

- ・学習支援に必要なボランティア数：各回3人
- ・年間ボランティア数：のべ288人 (3人×2回×4週×12か月)
- ・**必要値96か所：のべ27,648人** (288人×96)
- ・**目標値25か所：のべ7,200人** (288人×25)

毎週1回継続のボランティアだとすると、実数138人が必要となる。

6、無料学習支援教室の現状

現状では、自治体を実施する宇都宮市学習支援教室が3か所、無料学習支援「寺子屋」が6か所となっている。

- ・宇都宮学習支援教室：130人 (定員35人×3=105人+通信添削25人=130人)
毎週2回 (1回3時間) 開催
- ・無料学習支援「寺子屋」：40人 (人数は各教室により異なる。登録は40人)
毎週1回の教室と毎週2回の教室がある。

現状の利用者170人という数値は、就学援助世帯(2400人)の7%である。

無料学習支援と子ども食堂を組み合わせた
「ケア付き子ども食堂」調査・中間報告

塚本竜也（昭和子ども食堂/栃木県若年者支援機構）

1、子ども食堂とは

子ども食堂は、広義には「子ども1人でも安心して来られる食堂」である。現在全国に急速に広がっているが、子ども食堂は理念も形態も多様である。子どもの貧困対策として取り組んでいるところもあるが、地域の交流や多世代交流、子どもの居場所づくりなど主たる狙いとして運営するところもある。理念や狙いによって対象者や運営形態も変わってくる。利用者はオープンか/クローズか、有料か/無料かなど、違い（場合によっては対立も）が生まれている。現状は、こども食堂=子どもの貧困対策とはいえず、整理が必要である。

2、分類

法政大学教授／社会活動家の湯浅誠氏がこうした子ども食堂のある種の混乱の整理に向けて、分類表を作成した。ここではその表を用いて、こども食堂を分類したい。

① 共生型/地域づくり型子ども食堂

表のBにあてはまるところで、現在急速に広がっている。

この「共生型子ども食堂」の狙いは、

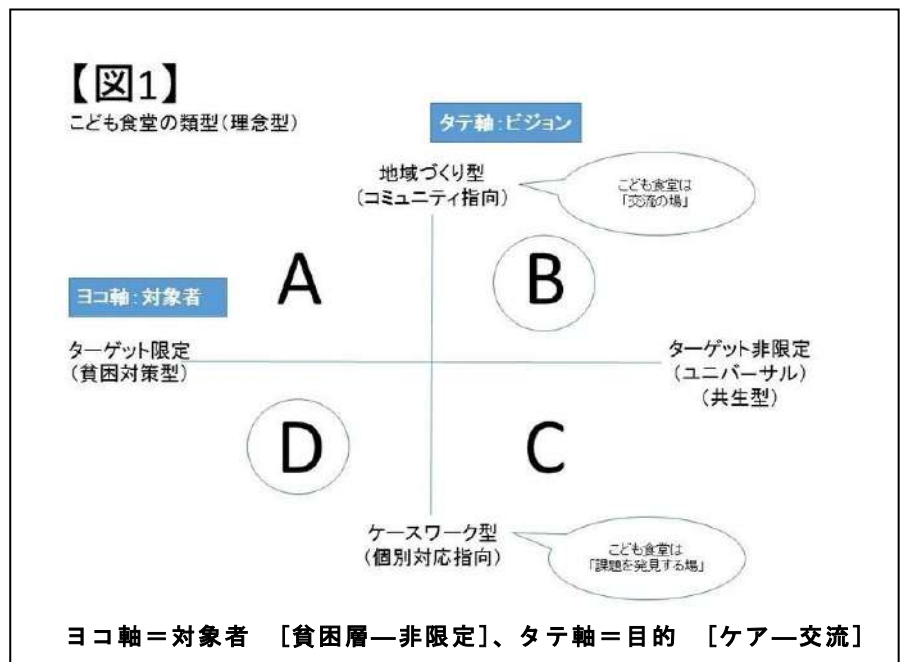
- ・孤食を防ぐ、減らす ・地域内のコミュニケーションを増やす
- ・多世代交流を進める ・居場所をつくる ・働く親の負担を減らす、など様々である。

最近ではこどもの貧困対策であるという見られ方をされないように、地域食堂と名付けるところもある。

②子どもの貧困に取り組む「ケア付き子ども食堂」

子どもの貧困対策を明確に位置付けた子ども食堂もある。こういった子ども食堂では単に食事を提供するだけでなく、学習支援活動と組み合わせるなど子どもたちのニーズに合わせた活動を展開している。

ターゲットを明確に意識し、必要なケアを食堂（拠点）で行うというものである。分類表のDである。



3. 子どもの貧困対策としての子ども食堂（食事提供）の役割・意義

◎おいしくて栄養のある食事の提供

大阪市の小学5年生を対象としたアンケート調査で、貧困層の子どもの欠食率や孤食率が非貧困層に比べて高くなるという結果が出た。2016年に沖縄県の中学校73校で行われた同様のアンケート調査でも同様の結果となった(表1)。

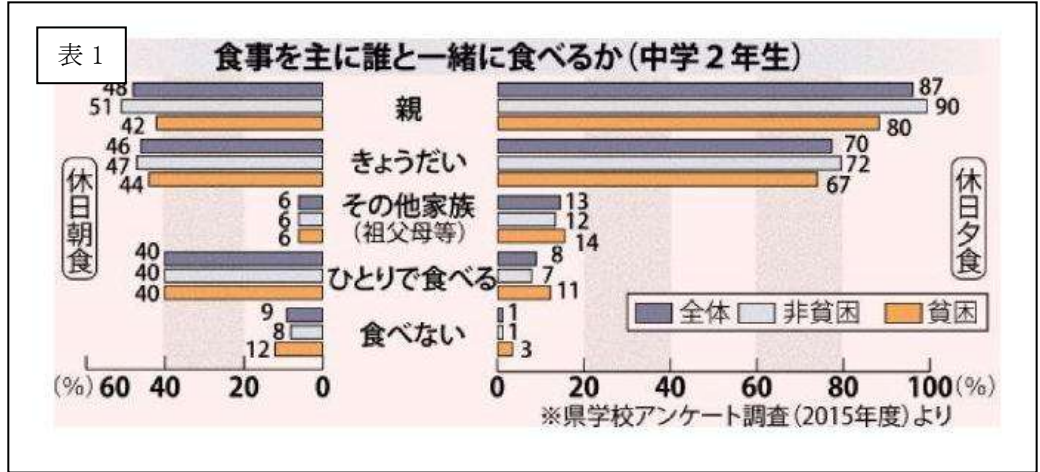


表2は、大阪市の小学5年生(約3,200人)を対象

とした調査の結果である。平日の朝食の欠食が一般層で2%なのに対し、**貧困層で8%**という結果となっている。また、平日の朝食を食事を親と一緒に食べる率は、58%と非貧困層と比べ低い。

休日の朝食の欠食は、非貧困層は2%であるが、**貧困層は10%**とさらに差が大きくなっている。孤食や欠食の増加は単に経済的な理由だけではなく、ライフスタイルの変化など様々な要因があるが、「食べたいけど食べられない」とすれば、変える必要がある状況がある。

ケア付き子ども食堂の役割は、

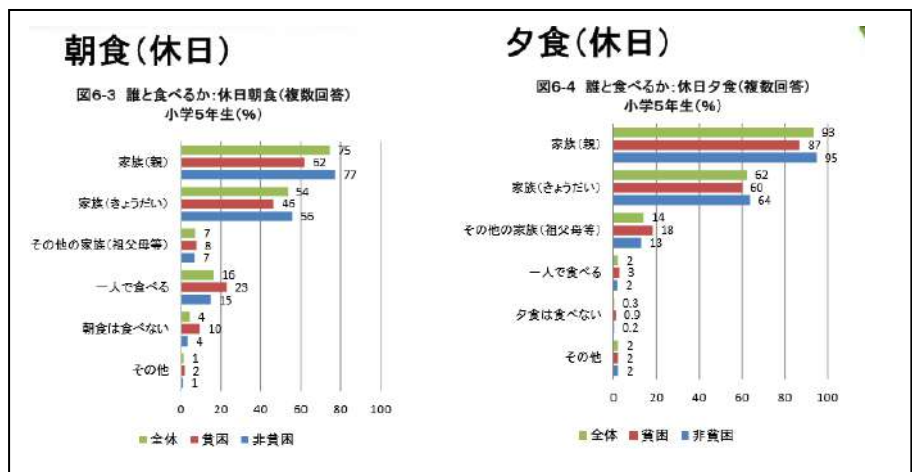
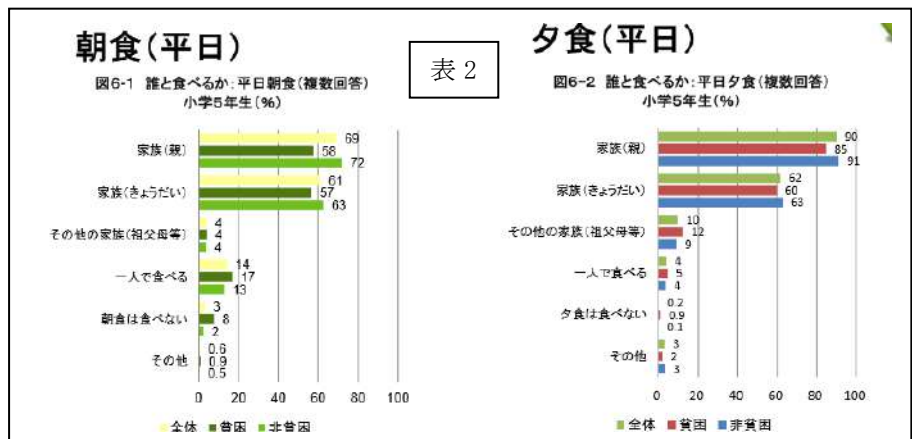
・「食べたいけど食べられない」状況の改善。

・子どもの課題を発見する場。

・週1、2日でも栄養のある食事を食べられるように。

・母子家庭など保護者の負担を減らし、孤立を防ぐ。

・関係性を築き、課題がある場合には相談、リフ



ア一等の支援につなげる、ことである。

さらに、この表は孤食についての調査も含んでいる。交流型とケア型、全ての子ども食堂で最大公約数といえる問題意識は「孤食を減らす」であり、貧困の有無に限らず重要な問題である。その意味ではどのような形であれ、こども食堂が増えることが望ましい。

しかしながら、今回は共生/地域づくり交流型の子ども食堂はいったん切り離して、子どもの貧困対策として、学習支援と子ども食堂が組み合わさった拠点（ケア付き子ども食堂）についてまとめる。

4、宇都宮市の子どもの貧困の推計値とケア付き子ども食堂の必要数

18歳以下の人口に貧困率をかけたもので子どもの相対的貧困者数を推計し、世帯の子供数で割って世帯数を推計した。結果、**宇都宮では12,455人、5,190世帯**が子どもの貧困者数、世帯数となった。

また一方で、要保護、准要保護児童・生徒は宇都宮市で約3,600人である。18歳（高校3年生）まで拡張すると**推計4800人**が対象となる。これら2つの数値提示する。

- ・宇都宮の18歳以下の人口：89,603人（2015国勢調査）
- ・日本の貧困率：13.9%
- ・宇都宮の子どもの貧困の人数（18歳以下）：**12,455人**（89,603×0.139）
- ・世帯あたりの子供の人数2.4人（平成23年度厚生労働省・母子家庭の子供の数）
- ・子供の貧困世帯数の推計：5190世帯（12,455÷2.4）
- ・要保護、准要保護の小中学生の数：約3,600人＝1学年400人
- ・小1～高3：**4800人**（400×12学年）

◎ケア付き子ども食堂の必要数

子ども食堂利用者は、親子での利用も多いため、世帯で算出する。また、リピート利用が多いため、1か所当たりの利用者実数は著しくは増加しないことを前提とする。利用者は、上記子どもに限定するということではなく、こういった子どもたちをターゲットとする指向性をもつ。

（条件）・こども食堂利用者の数：平均20～25人／日

・うち、相対的貧困状態にある世帯の子どもの利用者数（実数）：30人／1か所

上記から、**12,455人の子どもをカバーするために必要なこども食堂の数は、415か所**となった。また、要保護、准要保護児童生徒**4,800人が対象であれば160か所**となる。

◎「開きつつ閉じる」、スティグマを生まない運営上の工夫

よく議論にあがることだが、子ども食堂が「貧乏な子がいくところ」というイメージが定着してしまうと逆に行きにくい、スティグマ（烙印）を生む、いじめにあう、などのリスクがある。運営側は当然その可能性や危険性を理解しながら、一方で必要な子どもたちに必要なものを提供できるようにしていかなければならない。そこには努力や工夫が必要である。専従のスタッフの必要性はこの点に配慮し、子どもと全体の関係性を調整しつつ、必要なケアを行うためにある。こうした「開きつつ閉じる」という手法は、試行錯誤の段階であり、それぞれの創

意工夫もまだまだ必要である。

例えば「昭和子ども食堂」では、食堂の外に食事券(300円)を置いておき、支払い困難な人は、無料券をもって中にはいることができるようにしている。それは、対外的には「前売り券」として位置づけ、食堂の中にいる人同士が、誰が無料で食べているかがわからないように工夫している。

また、対象となる子どもたちを限定して行う「ひみつ食堂」スタイルも行われている。直接声かけをして、来てもらう方法である。これは行っていることが他の人にはわからないので安心感もある。

「共生型/地域づくり型子ども食堂」は、こうした手法を取らない形態であることが多く、本当に困窮している子どもや親は「子ども食堂には行けない」ことになり、結果的に排除されてしまう可能性が高い。なお、「子どもの居場所/もうひとつの家」が、子ども食堂とは別に必要な理由もここにある。「ケア付き子ども食堂」は困窮している子は来ているけど、どの子かわからないという“半開き”の場であり、その場が地域にあることが重要であると考える。イメージとしては「閉じる—半開き—開く」の3段階があり、それぞれ「居場所—ケア付き食堂—共生型食堂」と言えるだろう。

5、目標値の設定とサポート世帯数

◎25 中学校区に「ケア付き子ども食堂」

451か所の設置はすぐに達成することは困難であるし、現実的でもないので、まずは中学校区に1つの子ども食堂の設置を目指したい。ケア付き子ども食堂は、現在、宇都宮市内に2か所（昭和地区、大曾地区）にあるのみで、稼働日もそれぞれ週1回、隔週1回である。

◎各「ケア付き子ども食堂」の稼働日数を週2日に増加

週1日の開催だと、1回いけない日があると2週間空く。細やかなサポートが難しくなったり、2週間の間に状況が変化したりするため、各食堂で週2日開催する。

◎「ケア付き子ども食堂」25か所で実現できること

- ・子ども食堂利用者数:のべ48,000人(25人×2回×4週×12か月)
- ・サポートできる人数:750人(30人×25カ所)必要数(12,455人)の約6%

6、目標達成のために必要な資金、ボランティア数

運営費用を低減するため、計算の前提を以下のようにした。

- ・専任のスタッフ1人+ボランティアで運営する。
- ・他の事業と兼務・兼業とし、按分で算出する。
- ・開催日を、週2日で想定する。(毎週 月、木 14:00~20:00)
- ・子ども食堂の収入は、毎回4,000円を目安とする。

◎1カ所あたりの費用

家賃	480,000円	(40,000円×12か月) ※地域の遊休資産の無償・格安提供が前提。
光熱水費	120,000円	(10,000円×12か月)
通信費	60,000円	(5,000円×12か月)
人件費	960,000円	(80,000円×12か月)

消耗品費	24,000 円	(2,000 円×12 か月)
印刷費	40,000 円	
食材費	240,000 円	(5,000 円×24 か月)
教材費	400,000 円	(学習支援タブレット 5 台 80,000 円×5 台)
<u>合計</u>	<u>2,324,000 円</u>	
収入	192,000 円	(子ども食堂収入@4,000 円)
<u>収支差額</u>	<u>2,132,000 円</u>	

上記から、**25 か所の費用：53,300,000 円** (2,132,000 円×25 か所) となった。

◎必要なボランティア数

- A) 子ども食堂に必要なボランティア (調理+運営) : 各回 4 人
年間ボランティア数 : のべ 384 人 (4 人×2 回×4 週×12 か月)
- B) 学習支援に必要なボランティア数 : 各回 3 人
年間ボランティア数 : のべ 288 人 (3 人×2 回×4 週×12 か月)
- C) 合計 : 672 人 (A+B)

上記から、**25 か所で必要なボランティア数：のべ 16,800 人** (子ども食堂 : 9,600 人、学習支援 7200 人) となった。毎週 1 回継続のボランティアが実数 323 人必要ということになる。

7、目標とスケジュール

既存の「ケア付き子ども食堂」の拡充をおこない、次に困窮世帯が多い地域や、実施主体が名乗りを上げている地区に順次拡大していく。

2017 年	2 か所 (大曾、昭和)
2018 年	5 か所
2019 年	10 か所
2020 年	25 か所

「子どもの居場所/もうひとつの家」調べ中間報告（10/15）

塩澤達俊（公益財団法人とちぎYMCA 総主事）

はじめに

この調査は「何をどうなれば宇都宮の子供の貧困がなくなるか」をテーマに、「子どもの居場所/もうひとつの家」について、どんな性質ものが、どれくらい必要とされるのかを推計した。

はじめに①「子どもの居場所/もうひとつの家」は、子どもの貧困の何を解決するのかを確認する。次に、②「子どもの居場所/もうひとつの家」が必要とされる社会的背景を、児童相談所の相談件数などデータを用いて整理する。さらに、③現状の「子どもの居場所/もうひとつの家」を基に、データから必要数を推計する。最後に、④「子どもの居場所/もうひとつの家」のあり方の提案と、必要な費用を推計し必要な費用の調達方法について短期・中期・長期の計画として提案する。

1. 「子どもの居場所/もうひとつの家」は子どもの貧困の何を解決するのか？

◎貧困は「ゆとり」を奪う。「心の貧困」を生む。

以下は、「子どもの貧困の影響」と、解決策としての子どもの居場所/もうひとつの家の意義について述べた鈴木友之さん（とちぎユースアフターケア事業協同組合、元児童相談所職員）の論考である。

1990年から児童虐待相談件数の統計が始まったが、1990年1,107件に対して、2015年は103,260件と相談件数は93.3倍になっている。しかし、社会的養護児童数（児童養護施設・乳児院・里親）は35,000～37,000人であり、ほとんど増えていない。つまり、25年間で増えた大半の子どもは親がいる家庭にいる（＝在宅）。そこをどう支援するのが課題である。ベースには「貧困」があるだろう。

困窮家庭の様子を見ていると、親は決して子どもを邪険にしているわけではなく暮らしているが、（子どもが）「自分は愛されている」という親からのメッセージが足りない。そのためには、養育者（父母）には「ゆとり」が必要だが、貧困は「ゆとり」を奪う。

子どもの夢や希望は「待つ」ことによって生まれるが、余裕のない暮らしだと子どもを「待てない」。例えていえば“明日の百円を待つより、今日の十円”を使ってしまう。

そういう環境で育つ子どもたちは、他人とコミュニケーションが取れない。空気が読めず、相手の痛みに鈍感、学力も伸びていかない。子どもの貧困は衣食住の問題だけでなく、「こころの貧困」である。

栃木県は2014年度から「子どもの居場所づくりサポート事業」を県内3か所で始めた。モデルは日光市のNPO法人だいじょうぶの「Your Place ひだまり」である。「親に代わる（親に寄り添って）子どもを支える仕組み」として在宅の子ども（と親）を支える仕組みである。宇都宮では「月の家」ができた。「子どもの居場所/もうひとつの家」は、送迎付き、ご飯付き、お風呂付き、学習塾である。全国に先駆ける秀逸な先行事例であると思う。

児童養護の専門家と、ごく普通の人たちの多様な関わりが「子どもの居場所/もう一つの家」

にはあり、在宅のまま子どもたちを受け入れる場となっている。その日常の中で子どもたちも変わっていくし、子どもたちのその後の人生に寄り添いながら、長く付き合いを保てる地域の中にある場（居場所）となるだろう。（2017/7/16）

◎子どもの「関係性の貧困」を解決する

「さまざまな事情で家庭で生活のできない子どもたちを社会が保護者に代わって養育・保護する、あるいは家庭や保護者に寄り添って家庭の養育と保護に困難を抱える家庭への支援を行う」……これはいわゆる社会的養護の考え方であり「子どもの居場所/もうひとつの家」の果たす役割でもある。

子どもが家庭で十分に養育できない大きな事情(背景)として「貧困」が挙げられるが、前述のように、貧困は子どもが成長していくために必要な様々な事柄を奪ってゆく。その結果、子どもの将来への深刻な影響として、貧困の世代間連鎖や「生き辛さ」の連鎖がもたらされている。

「子どもの居場所/もうひとつの家」は、子どもの貧困の様々な影響のうちでも特に、子どもの「関係性の貧困」解消する。これは食・住・金銭がないなどの“物質的”貧困ではない。したがって「子どもの居場所/もうひとつの家」の機能は、地域に住みながら＝在宅のまま、関係性そのものを作り直し、復活させていく場（地域の拠点）であり、親代わりとなるスタッフとの継続的な関係が必須である。その意味で、新しい社会的養護のメニューとして、国の社会福祉施策の中に位置付けることが必要である。

◎多様な主体の関りが、家庭での養育を社会的に補完する。

「関係性の貧困」は家庭そのものの社会的孤立からも生じる。それが、子どもたちの成長に必要な「地域の多様な他者たちとの“あたりまえ”の関係のなかで育まれる体験」を貧困化していく。

近年、社会的養護を必要とする子どもが、“あたりまえ”の関係を経験して育つには、施設養護も家庭養護も、できる限り家庭的な環境で養育されることと、安定した人間関係の下で育てることが必要であると考えられるようになってきた。

そうした意味で、「子どもの居場所/もうひとつの家」は、家庭（親）を社会的な孤立状態から解放する方法として位置付けことができる。また、一般の人々を含めた、官・民含めた多様な主体に関わり、できる限り“あたりまえ”な家庭的体験と人間関係体験を経験できる居場所として機能することが求められる。これらのことが養育困難家庭（親）の養育を地域で補完するのである。

2. 「子どもの居場所/もうひとつの家」が必要とされる社会的背景

◎児童相談所相談受付件数と要支援児童などの位置づけ

子どもを家庭で育てることの困難さを、栃木県の児童相談所の相談受付件数を「栃木県児童相談所/平成 29 年度業務概況」から探してみたい。（表 1）

平成 19 年度～28 年度

表 1

(6) 年度別・児童相談所別・相談種別受付状況①

下記の表は、新規相談受付件数（「電話相談を含む」の数値）の10年間の推移を表したものである。

年度	児童相談所別	養護		保 障	そ の 他										計			
		児童虐待相談	その他の相談		健康	身体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	発達障害等	ぐん犯行為等	触法行為等	性 格 行 動		不 登 校	適 性	し っ け
19	中央	120	27	79	23		20	23	891	50	66	56	124	64	40	63	525	2,489
	南	152	130		8		57	36	724	42	17	32	42	18	82	8	48	1,392
	北	131	70		3		11	22	265	20	10	18	32	8	11	2	70	773
	計	473	475	79	34	0	88	81	1,980	112	93	105	198	90	133	71	641	4,554
20	中央	233	178	57	24		24	18	959	43	62	65	138	63	32	83	554	2,503
	南	131	106	1	7		59	25	885	30	39	59	66	15	56	7	45	1,539
	北	154	77	1	1		11	20	404	17	11	17	41	12	14	7	72	859
	計	508	361	59	32	0	84	63	2,248	80	112	141	245	90	102	77	871	4,901
21	中央	230	165	56	25	1	21	19	933	52	59	75	136	41	31	80	600	2,544
	南	137	141	2	7		28	23	843	31	28	63	84	13	49	10	38	1,497
	北	127	111	1	3		17	10	410	10	13	18	27	21	15	22	113	918
	計	494	417	59	35	1	66	52	2,165	103	100	156	247	75	85	127	751	4,918
22	中央	300	194	118	24		22	15	1,080	30	70	83	132	30	32	56	713	2,969
	南	230	101	1	5		42	22	845	29	22	60	55	12	47	2	142	1,615
	北	219	88		3		6	7	446	10	27	46	30	17	9	15	105	1,004
	計	935	363	119	32	0	70	44	2,371	69	119	169	217	59	80	73	960	5,588
23	中央	368	107	89	6		36	17	981	37	58	44	142	45	34	38	800	2,883
	南	167	108	2			58	21	809	40	18	35	49	13	61	13	121	1,515
	北	203	71				4	22	440	7	26	20	38	17	1	12	173	1,035
	計	738	286	91	6	1	98	60	2,230	84	103	99	229	75	96	63	894	5,233
24	中央	442	200	126	3		19	2	1,012	30	43	43	98	37	38	68	492	2,651
	南	156	101	0	1		63	17	877	22	30	21	45	13	50	24	129	1,549
	北	189	82				7	7	487	4	26	17	26	8	9	6	145	987
	計	781	363	126	4	0	89	26	2,376	56	99	81	189	58	95	98	768	5,187
25	中央	419	189	112	3		81	9	974	18	53	27	100	21	36	168	929	3,091
	南	208	120	1			59	7	893	14	23	22	37	10	33	24	128	1,578
	北	201	98	2			11	6	469	7	33	18	58	17	1	9	153	1,084
	計	824	384	115	3	0	130	22	2,336	39	109	67	185	48	70	201	1,210	5,753
26	中央	447	109	80	3	2	47	4	1,250	20	39	29	60	36	28	124	518	2,786
	南	253	115	1	3		39	4	988	23	16	11	45	14	29	18	133	1,892
	北	245	88		1		19	4	526	11	21	20	59	14	2	11	209	1,210
	計	945	292	81	7	2	105	12	2,764	54	76	60	164	64	59	153	860	5,698
27	中央	499	159	40	2		17	11	1,131	36	66	16	91	27	31	131	814	3,071
	南	307	107		2		36	6	1,029	26	24	14	21	4	45	18	123	1,762
	北	165	97	2			9		514	19	11	14	42	3	4	12	212	1,104
	計	971	363	42	4	0	62	17	2,674	81	101	44	154	34	80	161	1,149	5,937
28	中央	350	82	1	0	0	27	3	1,262	49	70	33	111	42	37	74	779	3,187
	南	268	60	6	2	0	5	1	548	11	13	15	27	8	4	7	270	1,247
	北	268	60	6	2	0	5	1	548	11	13	15	27	8	4	7	270	1,247
	計	1,119	308	40	8	0	62	9	2,838	76	110	77	153	54	101	83	1,180	6,076

出典：栃木県児童相談所/平成29年度児童調査（平成28年度実績）

の過去 10 年間における児童相談所への相談件数は、栃木県全体で 1.3 倍（4,654 件→6,216 件）の増加を示し、宇都宮市が含まれる中央圏域でもほぼ同率の 1.2 倍（2,489 件→3,187 件）である。

さらに、年度ごとの相談全件数のうち、ネグレクト（養育放棄）など「子どもの居場所/もうひとつの家」を必要とする要支援児童が多く含まれると予測される「虐待およびその他の養護相談」の割合は、中央圏域において 18%（65/249）から 20%（665/3187）へと総数、割合とも増加している。

また、同データのうち平成 28 年度宇都宮市の「虐待およびその他の養護相談」の件数割合は 28%（433/1520）と全体相談件数の約 3 割にあたる。（表 2）【参考：日光市 29%】。

この相談受付数値に加え、子どもの貧困をはじめとするケースが「見えにくいこと」、児童相談所が直接受けた虐待相談件数の他に、市町の行政窓口が直接受けた相談件数があることを勘案すると、その数はさらに多くの潜在的数値を有すると想像される。

表 2

(8) 児童相談所別・市町別相談受付状況

児童相談所	市町別	養護		保 障	そ の 他										計				
		児童虐待相談	その他の相談		健康	身体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	発達障害等	ぐん犯行為等	触法行為等	性 格 行 動		不 登 校	適 性	し っ け	そ の 他
中央児童相談所	宇都宮市	343	90		2				2	738	5	30	14	32	7	4	253	1,520	
	市	鹿沼市	44	13					6	1	151		7	1	8	2	17	36	286
	部	日光市	29	18		1					78		5	3	5		1	28	168
	真岡市	33	11					9		161	2	8	13	2	1	3	35	278	
	上三川町	12	1					6		32		3		2			7	63	
	芳賀郡	益子町	8	1					2		23							8	42
	茂木町	10	6						2	39	1			1		1	7	67	
	市	貝町	7	1						1	19							3	31
	芳賀町	4								16	1	1						5	27
	管 外	3	4							2				1				3	13
	県 外	8	5							2			1	2				3	21
	不 明		14	31	1			1		1	40	15		60	32	11	74	391	671
	計		501	164	31	4		27	3	1,262	49	70	33	111	42	37	74	779	3,187
構成比(%)		15.7	5.1	1.0	0.1		0.8	0.1	39.6	1.5	2.2	1.0	3.5	1.3	1.2	2.3	24.4	100	

◎「子どもの居場所/もうひとつの家」とネグレクトの関係

先に記したとおり、「子どもの居場所/もうひとつの家」による補完を必要とする家庭の課題は「虐待およびその他の養護相談」のうち、とりわけネグレクト（育児放棄、育児怠慢、監護放棄）などの状況にあることが多い。そこで、次に栃木県内児童相談所における虐待種別対応件数のデータから「ネグレクト」への対応の状況を把握してみたい。（表3）

平成24年度から平成28年度までの5年間で、栃木県の虐待対応件数推移は1.4倍増（782件→1,116件）そのうち「ネグレクト」件数はおおむね30%を占めつづけている。（表3）

中央圏域の児童相談所対応の虐待種別対応状況で見ても、宇都宮市で「ネグレクト」割合は34%（119/343）である。【参考：日光市33%】（表4）

表3

(オ) 被虐待者の虐待種別対応件数の年度別推移(栃木県総計)

年度別	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計
平成24年度	242	14	291	235	782
平成25年度	246	28	270	274	818
平成26年度	245	19	383	284	931
平成27年度	233	23	407	296	959
平成28年度	267	22	499	328	1,116
構成比(%)	23.9	2.0	44.7	29.4	100

出典：栃木県児童相談所/平成29年度業務概要（平成28年度実績）

表4

ウ 児童相談所別・市町別・虐待種別相談対応状況(児童相談所対応分)

(ア) 中央児童相談所

(単位:件)

児童相談所	市・郡・市町別	虐待種別				計
		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	
中央児童相談所	宇都宮市	58	6	160	119	343
	鹿沼市	8		31	8	47
	日光市	7	1	12	10	30
	真岡市	11		14	11	36
	芳賀郡					
	上三川町	1		8	3	12
	益子町	1		3	7	11
	茂木町			5		5
	市貝町	1		3		4
	芳賀町	3		3	1	7
管外			3		3	
県外		2		2	4	8
計		92	7	244	163	506
構成比(%)		18.2	1.4	48.2	32.2	100

出典：栃木県児童相談所/平成29年度業務概要（平成28年度実績）

3. 「子どもの居場所/もうひとつの家」のニーズと整備の現状

◎虐待相談受付件数と子どもの居場所の現状

児童相談所相談受付件数、虐待相談対応状況から、主にネグレクトを中心に「子どもの居場所/もうひとつの家」を必要とする要支援児童の必要数（ニーズ件数）を把握してきた。

ここでは、それら必要数と、現状の「子どもの居場所/もうひとつの家」の設置状況を対比さ

せ、社会的資源としての「子どもの居場所/もうひとつの家」の必要数を推計する。

表 5

◎行政（栃木県）による補助と居場所の設置状況

栃木県は平成 26 年～28 年度にかけて養育放棄（ネグレクト）の子どもを支援するため、宇都宮、小山、那須塩原の 3 市に対し運営費の半分程度を補助した。平成 29 年度年度予算に「子どもの居場所づくりサポート事業費」として 2590 万円を計上した。（表 5）

宇都宮市においても平成 29 年度「要支援児童健全育成事業」として 1 拠点 794 万円が県と同趣旨の事業として補助されており、これらの補助によって現在県内に設置されている「子どもの居場所/もうひとつの家」拠点数と、利用児童数は、表 6 の通りである。

《栃木県》

施策名・予算額	支援対象（支援を受けられる方）	支援の概要（趣旨、補助率等）
子どもの居場所運営費補助事業 (H29 2509万円)	市町村(中核市を除く)	ネグレクト家庭の児童等支援の必要な子どもに対し食事や学習の場等を提供する居場所の運営に係る費用を補助する。(補助率 1/2) ・事業費ベース 上限 886 万 4 千円 ※国庫補助事業の対象とならない事業分に別し補助する。

内閣府 HP「子供の居場所」づくりに対する財政支援の一覧【関東

表 6

子どもの居場所設置状況 (H29.9)

市町村	拠点数	利用者数
宇都宮市	1	14
日光市	2	30
小山市	2	16
那須塩原市	2	22

さらに、これら「子どもの居場所/もうひとつの家」拠点数と、先に調べた児童相談所における虐待相談受付・対応件数、「ネグレクト」虐待相談受付件数を対比させた。（表 7）

表 7

虐待相談等受付件数（H28年度）及び子どもの居場所の現状

	人口	児童人口	虐待相談受付			児相受付（再掲）		虐待受付件数 ／児童 1 万人	ネグレクト／児 童 1 万人	シド＋養護 ／児童 1 万	居場所設置数 利用者数(H29.9.1)		
			市町	児相	合計	ネグレクト	その他養護				1	4 名	
中央児相管内	宇都宮市	521,702	84,878	104	343	447	119	90	52.7	14.0	24.62	1	14 名
	鹿沼市	99,070	15,287	79	44	123	8	13	80.5	5.2	13.74		
	日光市	84,445	10,770	64	29	93	10	18	86.4	9.3	26.00	2	30 名
	真岡市	80,961	13,552	24	33	57	11	11	42.1	8.1	16.23		
	上三川町	31,389	5,578	15	12	27	3	1	48.4	5.4	7.17		
	益子町	23,668	3,466	1	10	11	7	1	31.7	20.2	23.08		
	茂木町	13,518	1,528	2	7	9			58.9	0.0	39.27		
	市貝町	11,955	1,757	2	4	6			34.1	0.0	5.69		
芳賀町	15,977	2,415	15	8	23	1		95.2	4.1	4.14			
県南児相管内	足利市	150,888	21,239	50	52	102	9	10	48.0	4.2	8.95		
	栃木市	162,520	23,222	22	71	93	17	11	40.0	7.3	12.06		
	佐野市	120,018	17,436	24	48	72	20	18	41.3	11.5	21.79		
	小山市	166,775	27,022	97	112	209	34	23	77.3	12.6	21.09	2	16 名
	下野市	60,062	9,901	44	22	66	9	5	66.7	9.1	14.14		
県北児相管内	壬生町	39,708	6,236	13	27	40	6	6	64.1	9.6	19.24		
	野木町	25,718	3,630	10	15	25	7	4	68.9	19.3	30.30		
	大田原市	72,191	10,976	51	58	109	17	9	99.3	15.5	23.69		
	矢板市	33,336	4,901	11	10	21			42.8	0.0	10.20		
	那須塩原市	117,846	19,133	34	110	144	20	17	75.3	10.5	19.34	2	22 名
	さくら市	44,312	7,655	27	19	46	4	2	60.1	5.2	7.84		
	那須烏山市	27,461	3,473	2	10	12	2	3	34.6	5.8	14.40		
	塩谷町	11,714	1,432	3	12	15	6	1	104.7	41.9	48.88		
高根沢町	29,714	4,565	28	18	46	4	2	100.8	8.8	13.14			
県外・各児相管外	那須町	25,816	3,313	14	17	31	8	7	93.6	24.1	45.28		
	那珂川町	17,074	2,003	8	4	12	2	4	59.9	10.0	29.96		
栃木県合計	1,987,698	305,368	744	1119	1863	330	306	61.0	10.8	20.83			

※栃木県児童相談所/平成 29 年度業務概要(平成 28 年度実績)を基に鈴木(とちぎユースアフター・月の家)まとめ出

虐待相談受付件数（2016年度）及び子どもの居場所の現状（鈴木調べ）

	人口(人)		相談(件)					居場所設置	
	人口	児童人口	虐待相談 件数(児相+ 行政)	ネグレクト相 談	その他養 護相談	ネグレクト/児 童1万人当 り	ネグレクト+養 護/児童1 万人当り	拠点(箇所)	利用者(人)
宇都宮市	521,702	84,878	447	119	90	14	24.6	1	14
日光市	84,445	15,287	93	10	18	9.3	26	2	30

最終的に、「子どもの居場所/もうひとつの家」実施市町村のうち、中央児童相談所管内の宇都宮市と日光市における「子どもの居場所/もうひとつの家」拠点数と、1万人当たりの想定される潜在ニーズ数を記したものが表7・下表であり、児童（18歳以下）人口総数と相談の内の「ネグレクト」と「その他の養護相談」件数から児童人口1万人当たりの相談件数を出した（推計宇都宮：24.6人、日光26人）。これらのことから「子どもの居場所/もうひとつの家」ニーズ数を推定した。

その結果、宇都宮市では208人（日光市では39人）が「子どもの居場所/もうひとつの家」を必要とする推定人数となり、「子どもの居場所/もうひとつの家」1拠点で15人の要支援児童が利用できるとして、必要な拠点数は宇都宮市で13.8拠点（日光市で2.6拠点）と推計された（表8）。

表8

	宇都宮市	日光市		宇都宮市	日光市
	84,878	15,287	⇒	208	39
1拠点15名とした場合の必要居場所数					
	宇都宮市	日光市		宇都宮市	日光市
	208	39	⇒	13.8	2.6

4. 「子どもの居場所（もうひとつの家）」の在り方と整備の提案および必要な経費

栃木県における「子どもの居場所（もうひとつの家）」運営への補助は、当初「ネグレクト」の子どもを支援対象として居場所の提供、学習や入浴などの生活支援、送迎などを含めて実施がなされてきたが、生活習慣の改善などの効果がみられたため、29年度から貧困家庭の子どもに食事と学習機会を提供する施設として貧困家庭向けの支援も対象に加えることとされた。

そこで、本調査においては子どもの貧困について「ネグレクト状況改善のための養護の支援」と「貧困家庭への支援」を、関係性の貧困という意味で包括して捉えて推計を行った。

また一方で、「ネグレクト状況改善のための養護の支援」と「貧困家庭への支援」の各々の役割機能を分化させる、機能強化型の「子どもの居場所/もうひとつの家」の在り方を再提起したい。機能強化型は「日光市モデル」ともいえるが、日光市では市（児童家庭相談室）とNPO（だいじょうぶ）が同じ部屋で協働して電話相談業務にあたり、官と民が協働してそれぞれの持ち味を生かしながら同一ケースの支援をおこなっている。目指すべきは相談の段階から官民が協働で、支援も官民協働というありかたの「子どもの居場所/もうひとつの家」である。拠点単独の場合と相談支援+拠点の場合の必要経費を算定する。

なお、本中間報告では「子どもの居場所（もうひとつの家）」整備件数を、短期・中期・長期の計画で提案する。2018年度・2拠点→2020年度・5拠点→2025年度・14拠点と想定した。

◆「子どもの居場所/もうひとつの家」の必要経費（1拠点）

（②補助有官民型、③強化型の場合のプラス経費）

1拠点あたり必要とされる経費					
◆1拠点当たりの運営経費10,000万円（月の家実績）とした場合				◆機能強化型（相談支援一体日光モデル）を導入した場合の	
①	1,000万円			1拠点当たりのプラス経費	
◆補助金を除いた必要運営経費（栃木県子どもの居場所運営補助事業）			③	500万円	
②	1000万円-800万円=	200万円		1拠点当たり1名（非常勤2名）の相談員を配置	

◆「子どもの居場所/もうひとつの家」の必要経費（総経費）

（A：14か所、 B：5か所、 C：2か所、 D：補助金無し14か所）

A.宇都宮市域の子どもの居場所設置（14か所）ために必要な経費(補助在りの場合)			B.宇都宮市域の子どもの居場所設置（5か所）ために必要な経費(補助在りの場合)		
従来型	②×14	2,800万円	従来型	②×5	1,000万円
機能強化型	(②+③)×14	9,800万円	機能強化型	(②+③)×5	3,500万円
C.宇都宮市域の子どもの居場所設置（2か所）ために必要な経費(補助在りの場合)			D.宇都宮市域の子どもの居場所設置（14か所）ために必要な経費(補助無しの場合)		
従来型	②×2	400万円	従来型	①×14	14,000万円
機能強化型	(②+③)×2	1,400万円	機能強化型	(①+③)×14	21,000万円

5. おわりに

平成26年から運営する認定NPO法人青少年の自立を支える会が運営する「月の家」は、宇都宮市内で1つだけの「子どもの居場所/もうひとつの家」である。同会事務局長の福田雅章さん（児童養護施設「養徳園」総合施設長）によれば、「子どもの居場所/もうひとつの家」が中学校区域で行われる必要を感じるという。なぜならば「関係性の貧困」へ向けての居場所の支援を簡単に言えば「おせっかいな隣のおばさん」的であり、ときに子どもを宿泊させ、ときに夕食を食べさせ、ときに「なってない」と諭す、そんな姿だという。孤立する家庭に必要な支援を届けてくれる場が身近にあれば、家庭や保護者ともに地域の普通の人々が社会全体で子どもを育むことができ、子どもの貧困、虐待の連鎖を断つことができるということであろう。

子どもの貧困撃退円卓会議「フードバンク」調査報告

徳山 篤（認定 NPO 法人とちぎボランティアネットワーク）

1. フードバンクが果たす役割

◎フードバンク宇都宮の困窮者支援

NPO 法人とちぎボランティアネットワークでは、2011 年から宇都宮市で「フードバンク宇都宮」を運営してきた。フードバンクとは、賞味期限・消費期限も十分のあるにも関わらず、廃棄されてしまう食品を無償で譲り受け、無償で生活困窮者や福祉施設などに提供する活動である。日本では年間 621 万トン（2015）の食品ロスが発生しており、宇都宮市での食品ロスは 2 万 5503 トン（人口比）になる。

フードバンクは①食品ロスの削減による環境負荷の低減と、②困窮者への生活支援の 2 つの側面の意義がある。

2016 年度の食品受贈は約 13 トン、食品寄贈は 12 トンであった。（右表）

一方で、2016 年度の困窮者（世帯）への支援件数は 185 件（世帯）、のべ 350 回と、回数は前期の 1.43 倍になった。これは奨学米プロジェクトの利用回数（22 世帯に 137 回提供）が増えたためである。困窮世帯への継続支援によりお母さんの孤立防止の一助となった。

下表は相談者の状況のまとめである。奨学米プロジェクトにより母子家庭など地域で定着している困窮者（世帯）への支援方策は見えてきたが支援総数は 5100 世帯（後述）であり、莫大な量の食品が必要である。

月	受贈量 (kg)	寄贈量 (kg)
4 月	662	485
5 月	194	591
6 月	273	568
7 月	401	767
8 月	1,701	1388
9 月	3,438	1724
10 月	1,174	1566
11 月	1,629	909
12 月	919	1025
1 月	957	815
2 月	1,410	944
3 月	425	1420
合計	13,183	12,201
(2015)	9,968	10,007
前年比増減	3,215	2,194

（表 1：相談者の状況）

	のべ (回)	月平均 (回)	実数 (件)	内複数回支援 (件)	宇都宮市内/市外 ()は住所不定	世帯の人数	男/女
2012 年度	30	2.5	30	5	19(9)/11(1)	単身:23、2人:5、3人以上:2	22/8
2013 年度	75	6.25	46	11	32(10)/14(1)	単身:27、2人:14、3人以上:5	28/18
2014 年度	196	16.08	135	25	72(47)/16	単身:101、2人:11、3人:6、4人:3、5人:5、6人:1、7人:3、10人:1	106/29
2015 年度	243	20.25	165	49	102(11)/65(25)	単身:140、2人:25、3人:11、4人:7、5人:6、6人:4、8人:1	118/47
2016 年度	350	29.8	185	49	144/18(23)	単身:126、2人:33、3人:10、4人:10、5人:3、6人:1、7人:1、10人:1	124/61

2016 年度【全世界帯】

●困窮の内容（複数）：収入生活費・低所得 160、仕事探し・就職 61、病気・健康・障害 41、住居 16、金銭管理 10、生保・給料までのつなぎ 10、日々の生活（困難）9、債務・ローン 4、子育て・介護 3、DV 2

●生活保護の世帯数 受給：41 手続き中：28

●本会までの経路：自治体 47、社協 43、NPO・関係機関 12、ネット 6、知人・困窮者仲間 4、地域包括 4、障害者施設 2、職安等 2、病院 1、不明 42

【住居なし】26 件

●男女比は、男 23：女 3。単身 24、2人世帯 1、4人世帯 1。複数世帯 2 件は DV 避難者であった。

●年齢 20 代 1、30 代 6、40 代 5、50 代 5、60 代 4、それ以上 2

●困窮の内容（複数）仕事探し就職 14、住居 12、仕事上の不安やトラブル 4、収入生活費 9、DV 2、病気・健康・障害 1、

●緊急の一時宿泊 10 泊（3 人）

【女性相談者】61 件

●単身 18/世帯持ち 43（内、母子家庭 32）

●困窮の内容（複数）：収入生活費・低所得 53、病気・健康・障害 12、仕事探し・就職 7、債務ローン 5、DV 4、日々の生活（困難）3、子育て・介護 3

◎母子家庭への継続的な食品支援「奨学米プロジェクト」の意義

学齢期の子供がいる低所得の母子家庭等に対し毎月定期的に米を提供し、浮いたお金で学用品などを買ってもらう「奨学米プロジェクト」を実施している。2016年度末からは月1回の米の他に、合間に野菜・パンの配達もボランティアによって実施した。母子家庭のほとんどは働いているが非正規が多く、また生活・通勤の都合で自家用車を持っている場合、生活保護を受けられない。低所得のうえ社会保障の給付の枠組みから外れていて、事実上生活保護以下の暮らしをしている人も多い。お母さんたちは毎月定期的に支援者と話せたりすることで困り事を言える状況が生まれ、母子家庭の孤立を防ぐことにつながった。フードバンク利用者の66%は独居男性であり、女性（母子家庭）と子どもへの支援方策を模索していたが、このプロジェクトで女性支援の道筋が見えてきた。

（奨学米プロジェクトでの支援状況）

相談者	受付日	住所	紹介者	状況・家族	引渡し方法	数量 (kg)	回数	野菜 パン	総量 (kg)
A	2015/6月	県央	アイラブ	DV避難 4人	NPOが届ける	27	6		162
B	2015/7月	県央	アイラブ	DV避難 3人	NPOが届ける	17	6		102
C	2015/8月	県北	アイラブ	DV避難 2人	NPOが届ける	10	6		60
D	2015年10月	宇都宮	直接	父子 3人:本人・母76・男16。必要などきのみ	来所	10	2		20
E	2015年11月	鹿沼	社協	母子 2人:本人・長男(夜学)。パートで体調が悪い。年度途中で長男の就職決まり、支援終了	来所	10	3		30
F	2016年1月	宇都宮	社協	母子 5人:本人・高・中・小2人。パート収入。体調悪く休みが多い。	来所or配達	30	11		330
G	2016年1月	宇都宮	社協	母子 4人:23男・大学男・高1女。母は派遣。メール便の仕事。長男は障害者。	来所	30	6	○	180
H	2016年2月	宇都宮	社協	母子 4人:本人、母76、長男中1、次男小。収入はパート8万と子供手当5万、養育費3万。	配達	15	7	○	105
I	2016年3月	宇都宮	直接	母子 3人:高1男・小5女。長男私立高校のお金が心配。本人は保険会社で歩合の収入。	来所	15	5	○	75
J	2016年3月	宇都宮		借金・低所得 5人:本人・夫障害・22男・20女・中3女。本人うつ。借金返済、介護、生活立て直し必要。	職員が持参	30	7	○	210
K	2016年4月	宇都宮		母子 4人:本人・高3男・中2女・小6女。不安定なパート勤務。	来所	30	9	○	270
L	2016年5月	宇都宮	社協	母子 4人:本人・母67・中1女・小4女。不安定なパート勤務。	職員が持参	10	10	○	100
M	2016年5月	宇都宮		母子 4人:本人・中2・小5・小1女。パート勤務、暫くすると正社員	来所	30	4	○	120
N	2016年5月	宇都宮	社協	母子 4人:本人・中1男・小5男・小2女。子ども3人も発達障害。歩合給で不安定。	来所	15	5	○	75
O	2016年6月	宇都宮	社協	母子 5人:本人・男22・専門女・中3女・中1女。長男病気で収入減。本人パートかけもち。	来所	10	8	○	100
P	2016年6月	宇都宮		母子 2人:本人・中2男。パートで収入不安定。収入は手当てを含め13万	来所	10	4	○	40
Q	2016年6月	宇都宮		母子 3人:本人、高2男、中3女。	来所	15	4	○	60
R	2016年7月	宇都宮		母子 2人:本人、高1女。昨年離婚。住宅ローンと夫の借金は両親が払っている。	来所	10	4	○	40
S	2016年7月	宇都宮		母子 2人:本人、小3女。昨年離婚。交通事故で、失業保険を受けながら職業訓練を受ける。	来所	10	5	○	50
T	2016年9月	宇都宮		母子 2人:本人、長女。飲食店廃業。昨年離婚、母子手当4万のみ。水道光熱費も2か月未払。喘息。	来所	10	1		10
U	2017年3月	宇都宮	保健師	母子 2人:本人、女4歳。パート勤務なのに、車所有など、金銭管理できない。	来所	10	1		10
V	2016年12月	県央	ネット	母子 3人:本人、祖母、高2男。本人と祖母ともにガン。給料12万と年金7万。うち長男19に仕送り9万。	FB大田原	30	2		60
合計									2109

上記のことから、フードバンクによる困窮母子家庭等の支援の意義に以下の3つある。

- ① 食品を無償で提供することで家計を支援する。
- ② 食品の受け渡し時に対話をすることで関係作りをする。（初期の相談窓口）
- ③ 継続的にかかわることで孤立を防ぎ、子どもや暮らしに関する支援につなげる。

2. 宇都宮市の子どもの貧困者数の推計値

18歳以下の人口に貧困率をかけたもので子どもの相対的貧困者数を推計し、世帯の子供数で割って世帯数を推計した。結果、宇都宮では12,455人、5,190世帯が子どもの貧困者数、世帯数となった。

- ・宇都宮の18歳以下の人口：89,603人（2015国勢調査）
- ・日本の貧困率：13.9%
- ・宇都宮の子どもの貧困の人数（18歳以下）：12,455人（89,603×0.139）
- ・世帯あたりの子供の人数2.4人（平成23年度厚生労働省・母子家庭の子供の数）
- ・子供の貧困世帯数の推計：5190世帯（12,455÷2.4）

上記の数値(5190世帯)に「奨学米プロジェクト」を実施し、月10kgの食品を支援すると、

年間 623 トンの食品が必要とされる。米が半量として年間 311 トンの玄米が必要とされ、そのための食品倉庫、配送車両、ボランティア、専従職員が必要とされる。(推計値は後述)

3. 母子家庭の母親の現状

「表 1：相談者の状況」から、女性相談者 61 件の内訳は、単身 18、世帯 43 (70.4%) であった。世帯のうち母子家庭は 34 世帯であった。一方男性は単身 108、世帯 16 (12.9%) であり、「女性が家庭持ちであるのに対し男性は単身」と非対称をなしている。子どもの貧困を対策するには、所帯持ちで特に母子家庭の支援が重要となる。

母子家庭のお母さんから事情を聴くと、来所できない理由や困窮の実情がわかってきた。

- ・日々の生活に追われて情報を得られない。(時間がない、新聞をとっていない、知り合いもいない)
- ・情報があっても行くのをためらう。長時間の仕事・家事・育児…でフードバンクにくる時間がない。
- ・母子家庭の母の就業率は 84% で、子育てしながらのパート(非正規)労働が多く、低賃金である。
- ・仕事と家事に追われる生活が長く続き、多くの母親は疲れ果てている。
- ・母親仲間、近隣との関係もなく、親からの支援もない場合も多く、孤立し相談できない。
- ・過剰ストレスから、ネグレクト(育児放棄)など児童虐待が発生することもある。
- ・子供の成育環境が著しく劣悪となり、負の連鎖が続くことになる。
- ・中学・高校・大学などへ進学のための費用がない。特に春の始業時期にはお金がない。

「子どもを養うためには親が働くのが当たり前」という価値観を少し見直し、育児中はそれほど働かなくてもすむ環境が必要だと考える。そのためには、国が社会保障政策として母子家庭等への所得再分配を進める必要があるが、早急に国の政策転換が見込めないとすれば、不十分であっても民間の「助け合いとして食品支援」「家計支援としてのフードバンク」が必要である。

フードバンクは困窮母子家庭等に定期的に食品を供給することで、食費を浮かせて家計を支援することができる。政策が変わるまでは、民間でできることを実施していく必要がある。

4. 年間に必要とする食品の数量

精米を全世帯平均 10kg に配ると、年間 623 トン(5,190 世帯×10kg×12 月)が必要となる。(現在のフードバンク宇都宮の年間の取扱量は 12 トン)さらに米価は 10kg で 3,848 円(総務省 2017)であり、年間に米代換算での家計支援金額は世帯当り 46,176 円となる。

現実には、米だけでない食品支援をしたり、全世帯が支援を求めてこないことも想定されるので、困窮世帯の半数(2,600 世帯)を支援対象世帯と想定すると、**月 20kg、1 世帯あたり年間 240 kg、92,352 円相当**の家計支援ができることになる。また総数 **2600 世帯への家計支援は 2 億 4115 万円相当**の支援となる。

5. 必要拠点数の設定（暫定的に 12 か所）

どの地区に困窮者が分布しているのかは、今後調査するが、暫定的に 2 中学校区に 1 か所の拠点を設置する計画とする。

6. 拠点の相談員の体制

フードバンクは、初期相談の窓口としてはとても重要であり、軽微なものはフードバンクの相談機能で対応するが、相談支援が必要なケースには、つなぎ先の紹介機能が必要である。有給職員 1 人と 3 人のボランティアのローテーションの 2 人体制で実施する。平均 1 日 6 件の相談が可能な体制をとる。

7. 1 拠点のボランティアの必要人数

- ・ 配送ボランティア（運転手）：1 日 1 人 = 20 人/月（毎日配送 4 人で交代の態勢を組む）
- ・ 配送ボランティア（荷物運び）：1 日 2 人 = 40 人/月
- ・ 食品管理ボランティア：1 日 2 人 = 40/月
- ・ **合計（1 拠点当りのボランティア数）：のべ 100 人/月**

8. 拠点の費用推計

1) 初期費用

敷金、礼金	300,000 円	50 坪の倉庫（宇都宮市郊外）
冷蔵庫	300,000 円	
スチール棚	239,000 円	13,280×18 個
机	42,000 円	21,000×2 個
雑費	30,000 円	
合計	911,000 円	

2) 運営経費

倉庫賃貸	1,200,000 円	100,000 円/月	※精米は農家や業者と提携。
水道光熱費	540,000 円	45,000 円/月	
駐車場	60,000 円	5000 円/月	
ガソリン代	96,000 円	8000 円/月	
車両修繕費	60,000 円		※車両は民間財団等の助成金による。
車検	50,400 円	4200 円	
人件費	3,500,000 円		
合計	5,506,400 円		

・ 年間運営経費：5,506,000 円×12 か所 = 66,072,000 円

・ 年間必要ボランティア：14400 人（のべ）

上記から、運営経費として **毎年 6600 万円の必要経費と、のべ 14,400 人のボランティア**が必要となる。これは、毎週 1 回の継続ボランティアが実数で 219 人必要となる計算である。

9. 拠点設置スケジュール

世界的なイベントである東京オリンピックの年に拠点設置完了することを仮に目標として設定する。

2017年度：1拠点（フードバンク宇都宮）

2018年度：3拠点

2019年度：7拠点

2020年度：12拠点

9. 課題

- ①米や食品の確保。計算上は十分にあると推定されるフードバンク食品だが、現実に600トンを超える米（またはフードバンク食品）が宇都宮市・県央部にあるのかを調査し、提供呼びかけをする必要がある。
- ②フードバンクを運営する人材（ボランティア、職員）を確保し、育成することが急務である。
- ③遊休資産となっている倉庫など、フードバンクの拠点の立地についても調査する必要がある。